

## 入退所指針

- ・神奈川県では、特別養護老人ホームへの入所申込が増加している中で、施設サービスを受ける必要性が高い入所希望者を優先的に入所させるという観点から、入退所に関する手続き及び基準を示した「神奈川県特別養護老人ホーム入退所指針」を定めています。これにより入退所における透明性・公平性を確保するとともに、介護保険制度の趣旨に即した施設サービスの実施が期待されています。実際には、入所の必要性を表した「入所優先順位の評価基準」により、①要介護度、②介護者の状況、③特記事項（認知症状による問題行動、医療的処置の状況、住居環境、介護保険による居宅サービスや施設サービスの利用状況、地域性、入所待機期間等）を委員会において考慮、点数化し、合計点数の高い順に優先順位を決定することになっています（→P 5-35 参照）。

## ②介護老人保健施設（要介護1～5の方）

### 特長

- ・リハビリ中心の生活介護（在宅復帰のための療養、リハビリが中心に行われます）
- ・医師、薬剤師、看護職員、介護職員、作業療法士や理学療法士等のリハビリ専門職員、ケアマネジャー、支援相談員、管理栄養士等がいます。
- ・認知症専門棟のある施設があります。
- ・在宅復帰や在宅療養の機能を特化させた在宅強化型施設もあります。

### 入所期間

- ・個人の状態、介護状態により必要期間の相談に応じます。

### 申し込み

- ・直接、入所を希望する施設に申し込みます。

入所申込書及び健康診断書等は施設ごとに異なりますので、必ず確認が必要です。

ただし、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の介護老人保健施設は、共通の診断書を使用しています。共通様式ではありますが、運用方法については各施設へ確認する必要があります。

### 費用

- ・利用者負担は、施設サービス費用の1～3割負担額と食費及び居住費・室料の金額と、その他に希望で洗濯代・衣類リースや理美容代等があり、施設により異なるため事前に入所施設にお問い合わせください。

（注1）食事、居住費は原則として自己負担となり、その費用は施設との契約によります。

（注2）その他に施設独自の費用が発生する場合もあるので、直接施設へ確認する必要があります。

※関連情報・・・利用負担に関する制度については 12-42・49・52 ページ参照